

国保税の軽減範囲及び賦課限度額が変わります

中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成30年度の国民健康保険税（国保税）条例の一部を改正しました。国保税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が緩和されます。

～軽減制度とは～

所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、国保税のうち「均等割」と「平等割」について、7割、5割または2割を軽減する措置です。

これは、所得額が一定の基準以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減をします。
※世帯主と国保被保険者の所得の合計（国保から後期高齢者医療制度に移行された方の所得も加算します。）が下記の表の額より少ない場合に軽減が適用されることになります。

軽減判定基準

	平成29年度（改正前）	平成30年度（改正後）
5割軽減	基準額33万円+（①×27万円）以下	基準額33万円+（①×27.5万円）以下
2割軽減	基準額33万円+（①×49万円）以下	基準額33万円+（①×50万円）以下

- 上記の①は、「被保険者数+特定同一世帯所属者数（擬制世帯主※を含まない。）」
- 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保資格を喪失した人で、喪失した日以後継続して同一世帯主の世帯に属する人をいいます。
- 軽減判定を受けるための手続きは不要です。
- 世帯の中に所得の未申告の人がいる場合は軽減の対象世帯となりません。
※擬制世帯主とは…世帯主は国保に加入していないが、世帯員に国保の被保険者がいるため、納税義務が発生する世帯主のことです。

賦課限度額について

	平成29年度（改正前）	平成30年度（改正後）
医療保険分	540,000円	580,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円
賦課限度額合計	890,000円	930,000円

※賦課限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

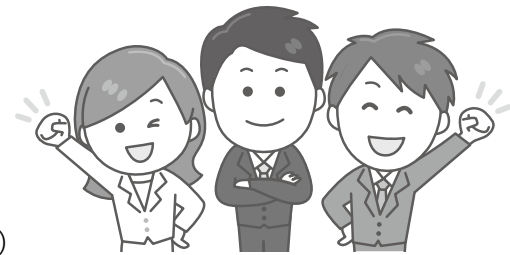
平成30年度 和水町職員採用試験のお知らせ

採用職種および採用予定人数

- ① 一般事務（高卒程度） 1人程度
- ② 「身体障がい者枠」
一般事務（高卒程度） 1人程度

申し込み受付期間

- ◎ 場所：和水町役場本庁総務課
- ◎ 期間：7月23日（月）～8月10日（金）
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。）



採用試験の日程・場所

- ◎ 第1次試験（筆記） 9月16日（日）
九州看護福祉大学（玉名市）
- ◎ 第2次試験（面接） 11月上旬予定
和水町役場本庁

詳しくは、和水町ホームページに「平成30年度和水町職員採用試験要領」を掲載しています。
試験要領、申込書は、役場本庁総務課または、総合支所住民課でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードすることもできます（<http://www.town.nagomi.lg.jp/>）。

問い合わせ先 本庁 総務課 行政係 ☎0968・86・5720

国民年金保険料免除・納付猶予制度のお知らせ

平成30年7月から、平成30年度分（平成30年7月～平成31年6月）の国民年金保険料免除・納付猶予の申請ができます。

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。

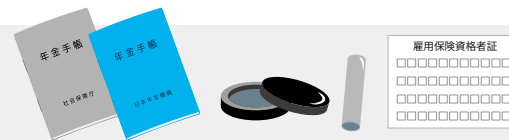
保険料を納め忘れの状態、万一、不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

保険料の納付が困難なときは保険料の免除・納付猶予制度がありますので、早めに相談・申請をしてください。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1ヵ月前までの期間）の分は、さかのぼって免除等を申請することができます。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証または離職票の写し（申請する年または前年に退職した人）



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723